

◎離婚届とともに届出する場合の記入例

離婚の際に称して
いた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

令和6年12月25日
千葉県我孫子市 長殿

受理	令和 年 月 日	送付	令和 年 月 日
送付	市役所使用欄		
書類			

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) あびこ まるこ	
		我孫子 まる子	昭和62年 11月 3日
(2)	住所 住民登録をして いるところ	千葉県柏市柏5丁目 10番地 1号	
	(よみかた) 世帯主 の氏名	あびこ まる子 我孫子 まる子	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 千葉県我孫子市我孫子1858番地 1	
	筆頭者 の氏名	我孫子 一郎	
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際に称していた氏)
		我孫子	あびこ 我孫子
(5)	離婚年月日	令和 6年 9月 1日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3) 欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 千葉県柏市柏5丁目 10番地	
		筆頭者 の氏名	我孫子 まる子
(7)	その他		
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	我孫子 まる子	

<注意>

- 離婚後も婚姻中の氏を名乗る方は、この届出を離婚届と同時、あるいは離婚後3か月以内に届出してください。
- 婚姻中の氏と婚姻前の氏が同じ場合は、この届出はできません。
- この届出をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合は、家庭裁判所の許可を得た上で「氏の変更届」をすることとなりますので、慎重にお考えのうえ届出してください。
- 夫婦が離婚すると、婚姻したときに氏が変わった妻または夫のみがその戸籍から除籍されます。子が離婚により除籍された母または父の戸籍に入籍するには、家庭裁判所の許可を得て母または父の氏を称する「入籍届」をしなければなりません。

記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し、丁寧にご記入ください。
※消えるボールペンで書かないでください。

- ・協議離婚の場合→離婚届出の日
- ・調停離婚の場合→調停成立の日
- ・審判離婚の場合→審判確定の日
- ・和解離婚の場合→和解成立の日
- ・認諾離婚の場合→承諾成立の日
- ・判決離婚の場合→判決確定の日

新本籍を置く市区町村役場に必ず本籍の表示を確認し、その表示で記入してください。

必ずご本人が署名してください。

平日昼間に連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

連絡先
電話 090-1234-5678
自宅・勤務先 [] 携帯

<問い合わせ>

我孫子市役所 市民課 戸籍係
TEL 04-7185-1111 (代表)